

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

【ケアプラザの役割】

川島地域ケアプラザエリアの人口動向に差があり抱えている課題も違っています。地域ごとの課題を把握し、地域の状況に合った活動を行います。自治会町内会や民生委員など地域関係者とともに、誰もが住み慣れた地域で孤立せず自分らしく暮らし続けられるように取り組んでいきます。

横浜市型地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域住民と協力・連携し地域の力を生かした事業展開を企画実施します。地域の高齢者の見守り体制推進と関係機関との連携強化の事業を、また医療介護の連携推進のための会議、個別課題解決のための「地域ケア会議」を開催します。

地域活動支援のため「地域支援者交流会」を行うなど地域の関係団体・機関と連携を図り、地域福祉保健を推進するためのネットワークの構築を図っています。地域福祉保健計画ほつとなまちづくりでも地区別支援チームとして役割分担の下、協働し取り組みます。

・ 総合相談

高齢者、子ども及び障害者等の福祉・保健等に関する相談を総合的に受けており、介護保険や他の制度にかかる独居や見守りの必要のある方に定期的な声掛けを行うことで、安否確認と対象者との関係づくりを行っています。また地域別に相談の内容をまとめて地域支援に生かしています。相談から必要な情報を各地域へ届けるため地域への出前講座も積極的に行ってています。

出向いた先で出張相談も随時開催し気軽に相談ができると認識してもらえるようにします。

・ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動・交流の場の提供を行います。子供会や子供のクラブチームに声掛けして会議の場の提供など、若い世代にもケアプラザを知ってもらうきっかけづくりになっています。

・ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域で開催される定例会や地域の福祉保健活動団体に定期的に参加し、社会資源に関する情報を把握し、必要に応じて地域に情報提供しています。そこから地域ニーズを汲みとり、ケアプラザの専門職で情報の共有・分析し、勉強会や自主事業の開催等を行っています。地域ニーズを収集し地域活動団体発展のため「地域支援者との情報交換会」も行っています。地域の声を反映した運営を心かけて行います。

・自主企画事業

高齢者の介護予防事業では全身の筋力維持シナプソロジーによる認知症予防の講座や、地域の力を再発見する目的もある地域の史跡や地域の販売所巡りのウォーキングも定期的に開催しています。男性の社会進出のための事業、障害者・児に無理なくスポーツを地域の方々と楽しんでもらう事業、子育て中の親子が気軽に集える事業、障がい者施設と連携し進める事業、成年後見制度など事業アンケートの結果や地域ニーズを基に自主事業を実施しています。地域の課題解決に繋がるよう展開しています。

チームオレンジの活動を開始し、できるだけ多くの地域の方々に認知症の理解をして頂き、認知症になられた方や家族を支援し、地域の中で自分らしく暮らせる地域を目指します。

・ボランティアの育成及びコーディネート

ボランティア活動の推進のため「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」や地域の担い手育成のための事業、ボランティア希望者のコーディネート並びにボランティア発掘を継続して行います。「地域支援者交流会」では地域役員、支援者の顔の見える横の繋がりをつくり、地域活動につなげ、地域役員、支援者の活動発表や地域の魅力を話し合うことで、活動のモチベーションを上げ、次の活動につなげる事を目的として開催しています。事業の中でもボランティア活動者が地域住民へ読み聞かせや楽器演奏など活動発表や、参加者をサポート・話し相手など、ボランティア初心者の活動第一歩の場になっています。

・地域の方々、多くの関係機関と文字通りの「顔の見える関係づくり」を実践すべく地域で開催されている定例会等に多く参加し、ケアプラザの機能紹介や自主事業を始めとする様々な情報発信を行ってきました。しかしながら新型コロナウイルスの影響もあり数年間計画通りには進めることができなかったこともあります。令和6年度は以前の活動に戻すべく取り組み、地域の方々からも老人会や町内会で、認知症講座や体力低下予防運動等の依頼が多く届いています。今後も地域内にある専門機関の自負と使命を基本にフットワークの軽い、地域の方々に寄り添ったケアプラザを実行するべく、職員個々のレベルアップと連携に取り組んで行きます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報取集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

【地域の特性】

川島地域ケアプラザエリアは、川島東部地区、川島原地区、西谷地区の3つの地区からなり、帷子川流域の低地と相鉄線、国道16号線、環状2号線をはさんで広がる丘陵地となっています。

- ・川島東部地区は相鉄線西谷駅と上星川駅の中間に位置し、帷子川流域の平地と国道 16 号線を挟んで広がる丘陵地からなる高低差のある地域です。第一町内会から第六町内会まで 6 つの町内会で構成され、人口は少しづつ増加しています。高齢化率は 2023 年 9 月現在の状況で 26.20% と横浜市平均より 1.26% 程高く、要介護認定率は 23.49% と横浜市平均より 3.03% 高くなっています。高齢化率は徐々に上昇しています。要介護度の高い方の比率が増加しており、介護予防の必要性が高まっています。若い世代を含めケアプラザを利用される方も多く、保健活動推進員と共に体力測定事業・熱中症対策講座を開催、また町内会や老人会から出前講座の依頼を受けるなど、様々な機会でケアプラザとの交流が深まっています。若い世代との協働・若者支援として地区社会福祉協議会と協力してユースボランティアセミナーを開催、川島文化祭でもミニ運動会を若い世代が考案と運営も担いました。「ほっとなまちづくり懇談会」の芋ほり交流会＆わいわいクッキングにも運営協力しました。継続して地域との協力体制を整え、介護予防事業を強化していきます。
- ・川島原地区は区北西部に位置し旭区と隣接しています。市内でも数少ない渓谷を活かした陣ヶ下公園が身近にある緑豊かな地域です。相鉄線の鶴ヶ峰駅・西谷駅を最寄り駅として生活圏を形成しています。2023 年 9 月現在の状況では、高齢化率が川島地域ケアプラザエリアで一番高くなっています。41.41% で横浜市平均より 16.47% 程高く、要介護認定率は 23.11% と横浜市より 2.65% 高くなっています。人口の減少は若い世代が減少し、要介護度の高い方が増えています。県営団地・市営団地・UR 賃貸住宅等の集合住宅も多い地域です。住民の高齢化で、独居者や認知症の相談が多くなっています。地域の民生委員や地域役員との情報交換会を定期的に開催し見守り強化を図っています。ケアプラザまでは山坂があるため、ケアプラザから地域へ出向き、身近な自治会館やコミュニティハウス等を活用して事業を行っています。地域役員やボランティアの協力を得ながら、サロンや健康づくりの支援も継続的に行っています。未連合の地域もあり孤立しないように、町内会長へ町内会活動への協力やケアプラザの事業展開など声掛けしています。また買い物課題のため移動販売を支援し、買い物サロンに繋げ交流の場、出張健康相談の場としても発展しています。UR くぬぎ台団地広場での木曜市に定期的に出店し介護予防啓発や子育て世代への情報発信・多世代交流の場としています。今後も地域の見守り活動が発展するよう支援していきます。
- ・西谷地区は西谷駅を中心に商店街や地区センター、保育所、障がい者福祉施設等があり、地域の触れ合いの場となっています。農地も多くジャガイモ、ネギ、キャベツなど「はま菜ちゃん」の産地です。相鉄線は 2019 年 11 月に JR 線が乗り入れ、2023 年 3 月には東急東横線も開業し利便性の向上、若い世代の人口増加が見込まれます。地域の中央を国道 16 号が通り、車のアクセスも良好です。高齢化率は 25.17% と横浜市平均より 0.23% 高く、要介護認定率は 19.55% と横浜市平均より 0.91% 低いです。地域に町内会館はありませんが、地域活動は公園や地区センターが主となり活動しています。商店街を中心に地域見守り活動の協力店舗にステッカーを配布し協力体制を整備しています。「西谷地区ほっとなまちづくり懇談会」と協力し合い、見守り・支え合い活動を強化しています。保健活動推進員と協力して健康増進のための健康測定会の開催や認知症キャラバンメイトの毎月の会合に参加し活動支援を行っています。住民が安心できる地域づくりのための協力体制強化に向けて取り組んでいます。

【地域の課題の把握・分析】

- ・日々の総合相談等の業務を通じて、地域の方々、団体、事業者等様々な方から情報を収集します。
- ・地域団体の定例会、行事、サロン、地域ケア会議等を通じ課題を把握します。
- ・地区踏査も兼ねた民生委員との同行訪問を定期的に実施し、訪問先の方だけではなく、地形等地域の様子も把握していきます。
- ・区等から発する様々な情報を客観的データとして把握します。
- ・把握した情報を5職種間で分析し、ケアプラザの事業・活動に生かします。

【将来像に関わる取り組み】

- ・開所以来実施している「ケアプラザで待つよりも地域に出向く事業」をより拡充させます。
- ・小地域毎にニーズに合った事業や講座等を積極的に行います。
- ・地域団体と協力し高齢者の見守り活動をすすめ、高齢者の方が集える居場所をつくります。
- ・認知症サポーター養成講座を開催し、広く認知症の理解、認知症になった方や家族等を支援できるように認知症対策を進めます。
- ・子供の居場所づくりと共に、育児をする母親等の支援を行います。
- ・若い世代から、地域活動・福祉に関する興味が持てるような仕掛けづくりに取り組みます。
- ・災害時に要援護者の避難支援を確実にできる仕組みづくりに取り組みます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域の多様な主体がそれぞれの得意分野や強みを生かしながら役割が果たせるよう連携を進めています。

【地域・行政・区社協との連携】

- ・区役所・区社協とともに「ほっとなまちづくり」の連携チームの一員として推進会議等に積極的に参加し、個々の取り組みに関わります。
- ・地区社協との連携を密にし、課題について支援するとともに地区社協の活動に協力していきます。
- ・未連合の地域住民との関係性を深め地域支援につなげています。地域の情報を収集し、その情報を行政、区社協と共有します。

【区役所との連携】

- ・毎月の所長会、職種ごとの連絡会等様々なことで日々連携していきます。
- ・ケースカンファレンスは毎月開催し、虐待ケースや対応困難ケースなど状況を共有します。
- ・高齢者・児童・障がい者の虐待等が発生した場合は、区と緻密に連絡を取り合いながら虐待防止のための活動を行います。

【区社協との連携】

- ・区社協の1層生活支援コーディネーターとケアプラザの2層生活支援コーディネーターは連携して生活支援や地域活動についての検討をしていきます。
- ・ボランティアセンターと連携し、地域の情報やボランティアの活躍できる場の提供を行います。
- ・あんしんセンター等区社協事業が必要な方には、区社協につなげていきます。

【関係機関との連携】

- ・小学校・中学校と連携して様々な出張講座等を行います。
- ・中学校と連携して、学生の受け入れや、ボランティアを受け入れていきます。

【他の地域ケアプラザとの連携】

- ・所長会や各職種の連絡会等で日常的に情報交換をおこないます。また、共催事業の開催を検討します。
- ・区役所、区社会福祉協議会と地域の個別ケースの支援方針や地域ごとのコミュニティ、見守り体制のネットワーク構築に向けて、定期的に話し合いを重ね、協力・連携体制を構築していきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

【経営理念】

社会福祉法人朋光会は「1人ひとりの笑顔のために」を経営理念としています。先発の医療法人豊医会と「アポロングループ」の名称で連携し、「安心して暮らせる社会への貢献」をテーマに、医療と福祉の総合力による「安全」と「安心」と「癒し」を地域社会に提供することを使命としています。

【行動指針】

＜安心＞ 私たちは、いつも真摯に仕事に取り組みます。

＜安全＞ 私たちは、いつも正々堂々、偽りなく行動します。

＜癒し＞ 私たちは、いつも心に豊かさと余裕を忘れません。

これらの経営理念や行動指針のもと、毎年事業方針を設定し、展開しています。

【業務実績等】

在宅サービスから施設サービスに至るまでの医療・看護・介護・生活支援サービスを連携のもとに展開しています。

- ・特別養護老人ホーム 太陽の國（150床：昭和62年開設）
- ・デイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘（平成11年移管、開設）

- ・老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘（平成 18 年より指定管理者）
- ・特別養護老人ホーム 太陽の國ほどがや（ユニット型 88 床：平成 18 年開設）
- ・横浜市名瀬地域ケアプラザ（平成 20 年開所 指定管理者）
- ・横浜市川島地域ケアプラザ（平成 23 年開所 指定管理者）
- ・養護老人ホーム 名瀬の森（120 床：平成 31 年開設）

【連携する医療法人】

- ・左近山中央診療所（有床診療所 19 床：昭和 43 年開設）
- ・左近山訪問看護ステーション（平成 12 年開設）
- ・左近山ホームケアサービス（平成 12 年開設）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

令和 5 年における法人資金収支決算の対予算執行状況はつきのとおりです。

令和 5 年度資金収支 予算実績対比表 （単位：千円）

摘要		決 算①	予 算②	差額 (① - ②)
経常収支	収 入	2, 176, 541	2, 181, 821	△5, 280
	支 出	2, 050, 805	2, 038, 759	12, 046
	収支差額	125, 736	143, 062	17, 326
設備収支	収 入	10, 839	7, 983	2, 856
	支 出	94, 529	85, 173	9, 356
	収支差額	△83, 690	△77, 190	△6, 500
財務収支	収 入	8, 194	2, 560	△5, 634
	支 出	12, 596	11, 868	728
	収支差額	△4, 402	△9, 308	4, 906
資金収支差額計		37, 644	56, 564	△18, 920

令和 5 度の法人資金収支は 3 7 百万円の黒字であった。安定した経営基盤を維持している。また、過去 3 年の資金収支実績の推移を見ると令和 3 年度から令和 5 年度までは資金収支差額は毎年黒字決算となっている。法人の本業である経常収支差額の推移は約 1 億円以上の黒字を計上している。令和 3 年度の財務収支の収入は福祉医療機構の新型コロナウイルス対応支援資金による融資による収入。

資金収支実績の推移 （単位：千円）

年度	令和	令和	令和

摘要		3年度	4年度	5年度	
経 常 収 支	収 入	2, 139, 888	2, 152, 651	2, 176, 541	
	支 出	2, 001, 623	2, 046, 189	2, 050, 805	
	収支差額	138, 265	106, 462	125, 736	
設 備 収 支	収 入	11, 474	97, 298	10, 839	
	支 出	91, 876	176, 951	94, 529	
	収支差額	△80, 402	△79, 653	△83, 690	
財 務 収 支	収 入	110, 354	8, 693	8, 194	
	支 出	14, 497	12, 178	12, 596	
	収支差額	95, 857	△3, 485	△4, 402	
資金収支差額計		153, 720	23, 324	37, 644	

当法人は法人税、事業税及び法人住民税を課される収益事業は行っておりません。
尚、当法人の会計は社会福祉法人の会計基準に準拠し、収支及び事業活動の状況並びに財務状況に関する計算書類は適正に作成されています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

ケアプラザの運営に必要な専門職の任用資格を持てるよう、法人としても教育体制を整えていきます。介護予防対象者数や地域の状況に応じて、計画的な人員配置を検討し必要時は補充を行っていきたいと考えています。

職員体制については、以下のとおり 13 名とします。

・所長		1 名
・包括支援センター	社会福祉士	1 名
	保健師	1 名
	主任ケアマネジャー	1 名
	介護支援専門員	1 名 (非常勤・居宅兼務)
	事務職員	1 名 (非常勤)
・地域交流	コーディネーター	1 名
	サブコーディネーター	3 名 (非常勤)
・生活支援体制整備	生活支援コーディネーター	1 名
・居宅介護支援事業	介護支援専門員	2 名
	[内介護支援専門員	1 名 (非常勤・包括兼務)]

- ・朋光会では地域ケアプラザ3館、老人福祉センター1館、介護老人福祉施設2施設、養護老人ホーム1施設を運営して人員の採用について、積極的に行ってています。
- ・ケアプラザの運営に必要な専門職の任用資格を持つ職員は複数在籍しています。
- ・施設点検日においても、総合相談の受付は実施予定のため、相談員は年末年始以外配置します。
- ・総合相談の充実を目指すため、地域包括職員が不在のときでも、お断りすることなく対応できるようにコーディネーター職員についても相談の初期段階まで対応可能となるように育成します。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

- ・朋光会は、全事業所職員を対象に法人本部による研修システムを導入しており、職場内研修や外部研修への参加、勉強会を通して技術・知識・マインドの向上を目的とする職員の教育・育成を図ります。
- ・事業所内では、職員が参加しやすい日程と環境を整えて、毎月定期的な研修会を計画実施しています。職員の要望を取り入れた年間研修計画をもとに、外部研修で学んだ伝達講習会や事例検討会等を計画的に実施します。
- ・新たに採用した職員（全職種）に対して、ケアプラザの概要及びケアプラザの取り組み・地域の特性、5職種の事業説明、個人情報保護や接遇研修、等の理解を得たうえで各々の業務に従事となります。
- ・専門性の高い職員が配置されているため、事例検討など様々な局面を想定した内容で専門性を磨き、チームで解決できるように研修を行います。
- ・研修参加については正職員、非常勤職員に関わらず勤務時間として対応し、研修参加後には必ず報告書を提出し、各自の振り返りと、施設全体のスキルアップを目指します。
- ・研修報告書は所内に誰もが閲覧できるよう配置し、学べる環境を整えます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザを利用される地域の方々が安心して利用でき、清潔で快適な施設であるために以下の通り施設の保守管理に努めます。

- ・常にご利用者の安全・安心を、第一に考えます。
①毎月1回は定期点検日、定期床清掃日を設けています。安全を維持するには定期点検が必要です。貸館業務は止めず、点検業務に支障がないようになっています。また、相談業務は、施設点検日においても止めることなく対応します。
- ②職員による日常的な管内巡視や点検、清掃等を行います。日常清掃は週3日は業務委託を行

ますが、週4日は職員が行っています。机の鉛筆の汚れ等細かい箇所については、巡回時に気が付いた際に清掃を実施します。

③安全管理のため、故障・破損が発見された場合は、区役所と十分な連携を取り、利用される地域の方々に対して不便が最小限となるよう職員が迅速に応急処置を行い、その後速やかに業者の手配を行います。

④施設保守・点検等は、総合ビルメンテナンス業者に業務委託を行い、総合的に管理していきます。

⑤開所13年が経過し、経年劣化による不具合が徐々に出てきていますが、利用者の安全を第一に区役所と連携を取りながら優先順位をつけ計画的に修繕を行っていきます。

・安全・清潔な施設となるよう維持管理に努めます。

①職員には日々の業務の中で、危険を感じる状況を報告するシステムとして、危険箇所については、定例会議で毎回職員へ声掛けし、危険箇所の発見、気付きだけでなく、施設管理への意識を持つことができるようになっていきます。

②感染症対応マニュアルに基づき、対策のチェックを行うとともに、年2回の感染症・感染症対応研修を実施し、職員の感染症に対する意識の向上に努めます

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

【事故防止・事件事故発生時の緊急対応について】

- ・法人・施設内の緊急連絡網を配備して、事故や災害発生時の迅速で的確な対応ができるように連絡体制を確立します。
- ・事故対応責任者を所長として全ての事故報告を掌握し、職場毎に定めた緊急時対応策を確認、指導する体制をとります。
- ・職員は、軽微なもの（ヒヤリハット）から報告書を作成し、事故の振り返りが確実にできるよう、提出された報告書をもとに、隨時対策検討委員会を開催し、今後の対応・具体策を検討した結果を全職員へ周知して再発防止に努めます。
- ・防犯については、警備会社と業務委託契約を締結して職員不在の際でも警備を可能とし、24時間体制で防犯対策を行います。

【防災訓練・人命救助訓練の実施】

- ・年2回の防災訓練を実施し、職員に初期消火から避難誘導、AEDの操作方法をはじめ心肺蘇生法等の体験と訓練を行い、非常の際に備えます。
- ・災害時の福祉避難場所として、地域住民への周知と職員の意識啓発を行うと同時に、福祉避難場所開設訓練を実施します。
- ・災害訓練時には地域住民や貸館利用団体の方々にも参加を呼びかけ、避難訓練を地域住民と共に

行ない、防災への意識を共有できるよう情報発信を行います。

【マニュアルの整備】

- ・事故防止・防犯・防災・急病などの対応に関するマニュアルを整備し、全職員の業務として標準化します。
- ・管理者不在時の対応についても、フローチャートにより、指示、連絡、報告系統を整え、遅滞なく対応できるようにします。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

【福祉避難所の運営】

- ・平常時における取組は定期研修にて継続し、研修にてどんな行動をとるべきか確認します。
- ・原則指揮者は所長であるが、不在の場合も想定し研修等にて職員はその動きを確認します。
- ・施設の点検と安全確認を行い、その状況を区へ報告（報告シート・PCでの報告）を行います。
- ・避難者の受け入れスペースの確認は、（地震・土砂災害・水害）を想定して考えて行います。
- ・情報収集の方法はテレビ・パソコンなど、また電源喪失の場合も考慮しラジオの電池確認も行います。食料物資の数や場所の確認・把握を行います。
- ・受け入れ対象者の移送支援のため、また物資運搬の必要の場合に備え緊急通行車両確認証明書携行の確認を行います。
- ・関係機関連絡先について場所や変更がないか確認を行います。

【災害時における取組み】

- ・職員の安全確保はSNS通知の安否確認システムにて災害時に未達・未開封等で職員の安否状況を確認し、状況把握できるシステムを採用しています。
- ・利用者安全確保が出来ているかを確認し、負傷している方への応急処置と、状態により救急要請を行います。
- ・施設の状況等確認（ライフライン状況・建物破損状況・通信手段の確認・点検）を行います。
- ・安全な場所への利用者誘導。屋外の状況が安全な場合は利用者に帰宅頂きます。
- ・状況の把握と区へ報告（施設状況・利用者と職員の負傷状況報告書をFAX）します。
- ・在宅職員の安否確認（職員の負傷状況・収集状況）を行います。
- ・避難所開設にむけての準備（区より開設要請、受諾後の開設となる）を行います。
- ・対象者の受け入れ、記録作成、物資の管理確・確保、衛生管理、生活相談等を行います。
- ・定期的に区と情報を共有します。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、また、災害時の事業継続計画（BCP）について検討がなされているか、具体的に記載してください。

【自然災害から施設利用者や職員の身を守るための取り組み】

- ・自然災害及び感染症に関する業務継続計画（BCP）を作成しています。
- ・震災・風水害等のマニュアルが整備されており職員に周知されています。災害に備える事前準備のため、行政が発行しているハザードマップにより地域の実情把握や担当エリアの危険個所の把握を行います。
- ・洪水や土砂災害が発生、または発生の恐れがある場合の迅速な避難確保を図る目的で避難確保計画を防災対策の一環としてBCP作成しています。安全な避難確保のために従業員への防災教育と、施設利用者への防災教育を行います。
- ・年2回の防災訓練の開催。9月は地域の消防署に協力を仰ぎ、火災原因の避難訓練（消火器訓練）とAED訓練・負傷者搬送訓練を地域住民とともに行っています。また毎年3月は避難訓練水害対策訓練・緊急時対応訓練を毎年継続的に行ってています。
- ・感染症対策の研修は感染症発生時の対応、蔓延防止に向けて年1回以上行っています。
- ・全職員で備蓄品の確認を年1回行います。備蓄品の数や配置場所を確認して被災時即座に対応できるようにします。
- ・緊急時対応訓練では、災害があった場合スムーズに職員が動けるよう被災を想定し、（指揮者・人員安全確認担当・情報収集連絡担当・施設設備破損確認担当・食料担当）各担当の動きなどを確認し合い混乱しないように対策しています。
- ・災害時を想定し公共交通機関や主要道路が閉鎖された場合の自宅と職場までの間の危険場所の把握を含めた歩行訓練を年1回行います。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域の福祉の拠点として、地域住民に対して公平なサービスの提供がなされるように、また、常に公正中立な対応できるよう職員への指導を行います。

- ・介護保険サービスご利用者には、福祉サービスや医療サービスが総合的に提供されるよう充分な情報提供を行い、ご本人ご家族にわかりやすい説明と、利用される方の立場に立った支援を行います。また公正中立性を図るため、包括支援センターによる相談対応時の居宅介護支援事業所選定時にはパンフレットやリストを用意し、ご本人・ご家族が自ら選択できるよう対応します。
- ・ご本人ご家族の希望に沿った支援を行い、住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が送れるように、公平中立なサービスプランの提供を行います。
- ・地域のサービス関連機関との連携を図り、地域のケアマネジャーの資質向上を図るため、研修会

等の企画と参加の声掛けを行っています。日頃から包括支援センターの相談体制を周知していることで、気軽に相談できる関係が構築できており、地域ケアマネジャーへの具体的な指導や後方支援を行います。

- ・居宅介護支援事業所には、ケアプラザで相談や学習が気軽にできる機会を毎月定期的に提供しています。会の中で事例検討会や介護保険制度についての勉強会を行い、地域関係機関のスキルアップと支援を行います。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

【苦情対応】

ご利用者様からの苦情については「相談・苦情対応マニュアル」にある要領に従い、誠意を持って対応します。また相談・苦情対応フロー図にてどのように対応するかわかりやすく示しています。

- ・すべての職員が「苦情は改善のための宝庫である」という気持ちで真剣に対応する。
- ・苦情に対しては敏感に、常に迅速に対応する。
- ・軽微な内容についても必ず上司に報告を行う。
- ・苦情受付
①受付窓口は各事業責任者が行う。

居宅介護支援事業
地域包括支援センター運営事業
生活支援体制整備事業
地域活動交流運営事業

① 苦情申し出

- ・ご利用者より苦情があった場合は、それぞれの事業責任者が対応します。責任者は誠意を持って対応し問題解決に向けて努力します。

- ・申し出のあった苦情につきましては報告書を作成し、報告書は苦情解決責任者の決裁を得ます。

- ・苦情解決責任者・ケアプラザ所長

事業責任者が対応し解決を得られなかった苦情については、苦情解決責任者である所長が対応する。所長は担当職員から経緯を聞くと共に、誠意をもって苦情申し出に対応します。

- ・苦情解決委員会

当事業所で解決に至らなかった苦情は、法人本部に設置された「苦情解決委員会」に報告します
苦情解決委員会は川島地域ケアプラザから事情を聴取し、苦情の解決に当たるものとします。

- ・第三者委員

苦情解決委員会で解決されない苦情については第三者委員に報告します。第三者委員は関係者から事情を聴取し、問題の解決にあたるものとします。第三者委員は問題解決のため苦情申し出

者から直接事情を聴くものとします。

- ・公共機関に対する苦情申し出

苦情を申し出ようとする方は直接公的機関に苦情を申し出る事が出来ます。

担当職員は必要に応じその旨苦情相談先の案内を致します。

【利用者へのニーズ・要望対応】

- ・地域包括支援センター、生活支援体制整備事業・地域活動交流において、事業後の利用者アンケートを行い、事業評価を行い内容の充実を図ります。
- ・居宅介護支援事業所では独自の利用者アンケートを毎年実施し、より的確なマネジメントの提供が出来るよう取り組みます。
- ・施設内の各部屋にご意見箱を設置し、利用者の率直なご意見を頂けるようにしています。頂いたご意見は速やかに館内のご意見ご要望コーナーに、ご意見内容とその対応策を掲示し来館される方へ周知・対応します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報の保護】

- ・職員一人ひとりが常に意識を持てるよう事業所として定期的な点検・研修を行ない、個人情報漏洩事故の発生防止に努力しています。
- ・朋光会個人情報管理規程に定める管理体制による管理責任者として所長がその任を負い、施設における個人情報保護のマニュアルを作成しています。
 - ①個人情報が含まれるケースファイルや記録、資料などについては施錠管理を徹底します。
 - ②個人情報の含まれている文書については必要時以外には施設外への持ち出しありません。
 - ③契約など訪問時の個人情報の文書持ち出しありません。
 - ④PC等は、パスワードをかけています。
 - ⑤個人情報の漏洩事故があった場合は、指定管理者として事故発生時の報告を速やかに行い適正な対処を行います。
- ・全職員を対象に個人情報の取扱いに関する研修を毎年一回以上実施します。研修では個人情報保護の重要性を常日頃から意識するよう、職員が交代で講師を担当するなど、毎年工夫をしながら実施します。研修後は効果測定も行い、知識の把握レベルを確認します。
- ・事務連絡のため書類をFAXまたは郵送する場合は、ダブルチェックを励行するなど、誤送付の防止策を各部門においてマニュアル化して徹底します。マニュアルは適宜見直しを行って必要な改定をします。
- ・職員、委託業者、実習生から個人情報保護に関する誓約書の提出を求め、個人情報保護について意識付けを行います。

【情報公開への取組】

- ・法人ホームページに法人の運営状況や財務状況等を公表しております。また川島地域ケアプラザのページでは活動内容や利用案内等を公開しており、内容の充実に努めます。
- ・横浜市の保有する情報の公開に関する条例の趣旨に則り、個人情報開示請求があった場合は、情報公開に関する規程に基づき対応します。

【人権尊重への取組】

- ・全職員を対象とする法人才リエンテーションや職員研修では、基本理念、個人情報保護、人権尊重についての認識の徹底を図ります。
- ・外部研修を通じて職員の人権に関する意識の高揚を図ります。
- ・高齢者・児童・障がい者の虐待等が発生した場合は、区と緻密に連絡を取り合いながら虐待防止のための活動を行います。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

【環境への配慮について】

環境への配慮は社会全体が最も取り組むべき重要課題であり、地域ケアプラザでは積極的にごみの減量・リサイクルを進め、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進拠点として、地域ケアプラザ全職員が率先して取り組んでいます。

- ・市役所ごみゼロルート回収に参加し、ゴミの分別に積極的に取り組みます。
- ・プラスごみの資源化に積極的に取り組みます。
- ・多くの来客者が予想されるお祭りなどのイベントを企画・開催する際に、模擬店で行っている容器のデポジット制で開催し、プラスごみの排出削減に取り組みます。
- ・日常業務では、両面コピーや裏紙の再利用に努めています。
- ・職員は可能な限り自動車の使用を控え、スクーターや自転車を利用し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- ・冷暖房使用時の温度設定を環境に優しいエコ温度設定とします。

【市内中小企業優先発注について】

- ・市内中小企業振興条例に基づく取り組みに協力していきます。
- ・施設の改修・修理・保守・点検・清掃等の業務委託や什器備品・消耗品の購入について、指名や見積の段階から、ほぼ総て市内の業者を対象として発注を行います。

【男女共同参画推進について】

- ・性別による役割の差別がないように取り組みます。
- ・DV やハラスメント等困難を抱えたあらゆる女性からの相談を受け止め、行政等関係機関と連携し対応します。
- ・子育て支援事業等では、父親が参加できる取り組みを行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

【PR・利用促進】

- ・毎月広報誌として「リーベ川島」約 1000 部を、地域の回覧にて周知しています。町内会掲示板の利用や、地域の関係施設、最寄り駅の構内にも毎月広報誌を配布・設置し、広く住民にケアプラザの情報提供を行います。
- ・館内に活動団体の紹介コーナーと貸室の概要説明を掲示し、来館された方々が興味のある活動があれば気軽に声をかけていただける環境を整えています。
- ・貸室利用団体の活動は、ケアプラザの文化祭や事業等で発表する機会を設け、地域住民へ広く周知し、貸室利用の促進につながるようにしています。
- ・職員は日ごろから地域へ積極的に出向き、ケアプラザの紹介や情報提供と貸室の説明を行っています。説明時には館内や貸室の写真を活用し分かり易いように利用案内を行います。
- ・貸館の規定、予約方法等についてはホームページにわかりやすくまとめた内容を掲載し、ケアプラザの利用促進に努めています。
- ・子育て支援や障害児者支援事業については、小中学校の協力をもとに、対象となる方々への事業案内を行い、参加者増につながっています。
- ・ホームページを見た方からのお問い合わせ等もあり、事業参加や、貸館の利用紹介が幅広く行うことが出来ています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

【総合相談】

- ・地域の福祉相談窓口として、認知症や精神疾患、障害や子育てに関する相談等、子どもから高齢者まで多岐にわたる相談に対して的確な支援が行えるよう、職員の相談体制を確保すると共に、研修や事例検討等を継続的に実施して相談援助技術の向上を目指します。
- ・民生委員児童委員と地域で支援が必要と思われるケースの情報収集や見守り等連携をはかり

スムーズな支援につなげます。

- ・地域の会合や出前講座、小学校福祉教育の際には、ケアプラザについて、誰もが相談できる福祉の拠点であることを必ず繰り返し説明をしています。また、地域での会合や民生委員児童委員会議等では、高齢者の情報交換を行い、連携をとりながら支援を行います。
- ・障害児者支援として「ボッチャ」を毎月開催しています。参加者への情報提供と専門機関との連絡調整を密に、必要に応じて行政やと連携をとりながら継続的支援します。
- ・子育て支援事業「ぴーすらんど」では、地域の乳幼児とその保護者を対象に交流と情報提供・交換を実施しています。地域での仲間づくりと共に子育てにおける悩みを話せるよう、職員2名とボランティア3名で運営しています。発達など子育てにおける悩みについては、必要に応じて、区こども家庭支援課の地区担当保健師と共有し、連携を取りながら継続支援しています。
- ・「川島見守りほっとライン」は地域住民はもちろんのこと、地域の商店、企業やコンビニ、タクシー会社、金融機関、関係福祉施設等に協力依頼し、少しでも気になる地域の方を早期に発見できるよう地域のネットワーク形成を目指します。
- ・多機関との協働した支援が必要な時は、地域関係者や行政と情報共有し、個人情報が守られるよう配慮しながら支援を行います。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域の福祉の拠点として運営を進めていくためには、職員間の連携をもとに、地域の医療、福祉等の関連施設と行政等との連携が重要と考えています。地域住民への包括的ケアを実現するための中核的存在としてケアプラザの担う役割は大きく期待されていると認識しています。

- ・ケアプラザ職員は毎朝個々のスケジュールを全員で確認し、お互いの業務調整と必要な情報共有ができるように致します。
- ・毎月各部署の会議と全職員による会議を開催し、それぞれの課題や事業について情報共有し協力できる体制をとり事業を運営します。
- ・正職員と非常勤職員が連携を密にし、事業所全体が一体となって事業に取り組んでいます。非常勤職員からも業務効率化についての提案や地域の方と接する中で必要と感じたことを積極的に正職員に話せる環境づくりの為、日ごろからのコミュニケーションを密にするよう心がけています。
- ・成年後見等の専門職である地域の行政書士の方にもケアプラザでの講義やイベント、祭りなどに参加協力していただきながら、いつでも相談できる関係づくりを行います。
- ・地域ケア会議を各地域で実施しております。地域医療、サービス関係者、警察、自治会、住民等、様々な関係機関の方々の参加協力をいただき、個別のケース検討から地域への課題を抽出し、解決策を見出すべく話し合いを続けております。どの地域でも見守りの必要性についての問

題意識が強く、「地域見守りほっとライン」と絡めて地域住民や地域の商店・関係機関と協働し、見守り・支え合えるネットワークのシステムを構築します。

- ・くぬぎ台コミュニティハウスや地区センターではケアプラザの事業や出前講座などを開催したり、子育て支援者連絡会に所属する西谷地区センターやこどもログハウスの方との情報交換をし、地域の子どもの様子や地域で求められているもの等を共有しています。
- ・子育て支援者連絡会を区役所、区社協、保土ヶ谷区子育て支援拠点こっころと共に事務局として開催し、エリア内の保育園、子育て関連機関、主任児童委員などが集まり、情報交換やエリアとしての取り組みを検討しています。R6年度から、川島原地区において、子育て支援や地域活動についてのアンケートを主任児童委員と共に実施し、その結果を分析した上で、R6年度には、「子育てサロン」を年3回開催しました。
- ・保土ヶ谷区基幹相談センターと、多世代に渡った障害者の相談など連絡を適時取りあいます。
- ・保土ヶ谷区障害児余暇支援事業「ほっとフレンズ」を区内地域活動交流コーディネーターや特別支援学校職員、基幹相談支援センターや児童家庭支援センター職員と共に開催しています。長期休暇に楽しい思い出づくりと、地域の中でのつながりづくり、地域におけるボランティア創出を目的に各機関が協力しながら内容を検討しています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の関連団体や関連機関の方々との顔の見える関係をさらに強化し、地域の力として様々な場面で活躍していただけるよう以下のとおり事業の企画運営を実施していきます。

- ・地域町内会や民生委員児童委員、保健活動推進員、スポーツ推進委員、ヘルスマイト等の方々にご協力をいただきながら事業を運営する機会が多くあります。事業当日の協力だけでなく、企画から関わっていただき、事業によっては合同で下見に行くこともあり、協働した活動に繋ぎます。
- ・文化祭では、多くの地域役員、関係者、ボランティアの方に準備段階から参加していただき、積極的に担当・調整役を担っていただいています。地域関係者の方々にはケアプラザ事業への協力支援を役員業務の年間計画として取り組んで頂いています。
- ・医療機関や介護保険サービス事業所等との関係を更に深め、多職種が連携した住民への個別支援ができるよう地域ネットワークを構築します。
- ・民生委員児童委員と地域ケアマネジャーの連絡会や医療機関と合同の事例検討会や学習会を今後も継続実施し、地域連携がさらに拡大し、充実するよう支援します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- ・横浜市型地域包括ケアシステムの構築のために、地域に向けて保土ヶ谷区行動指針を広めます。地域での会議・集会や地域の商店・金融機関など機会をとらえ保土ヶ谷区行動指針の説明と、見守り支えあいのあるまちづくりのため「地域見守りほっとライン」の普及活動を行います。
- ・地域の関係者と様々な専門職種が参加した地域ケア会議を重ね、個別課題解決とともに地域課題の抽出に向けて継続的に話しあって参りました。地域で見守り、支え合う関係性やネットワーク構築に向けた地域課題を抽出した地域では協議体へと発展し、具体的な取り組みについて区役所と連携して地域住民が主体的に取り組めるよう継続的な支援を行います。
- ・地域住民や商店に向け、気になる方の早期発見と川島地域ケアプラザへの連絡体制を啓発するための事業「地域見守りほっとライン」の周知・協力依頼を行います。根拠となる保土ヶ谷区行動指針を活用し、なぜ「見守り・支え合い」が必要なのか、どのような地域を目指しているのか等の説明を行います。
- ・認知症高齢者の増加に対し、地域住民への認知症の理解のための出前講座や、認知症サポート一養成講座の開催、徘徊者 SOS ネットワーク事業への取り組み等、区政指針を考慮し、行政との連携をとりながら、事業の更なる展開と構築に向けて取り組みます。
- ・区域の障がい者(児)支援について、区役所こども家庭支援課、ケアプラザを含む「ほっとフレンズ実行委員会」が、年に2回「ほっとフレンズ」を開催しています。学校と自宅の往復になりがちな障害児とその家族の地域の中でのつながりづくりや長期休暇の余暇支援の目的で、区・ケアプラザ・その他諸関係機関が連携して開催しています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域福祉保健計画「ほとなまちづくり」については、支援チームの一員として、積極的に参加しています。誰もが安心して暮らせる、つながり支えあいのある町を目指して、地域と行政と関係機関とともに協働して取り組みます。

- ・川島東部地区では「あいさつで地域に広がる笑顔の輪」標語の普及啓発や、広報誌「かわしま東部だより」を通じた地区社協・ほとなまちづくりの PR 活動。今まで開催してきたウォーキングイベントに加え、三世代交流を目的とした芋掘り交流会、ワイワイクッキング、ユースボランティアセミナーなど積極的に事業を計画しようと取り組む地域住民を地区支援チームとして、運営や手法、方向性についての相談など支援チームとして積極的に関わります。今年度は、ユースボランティアセミナーは、川島東部地区と共に開催で事業を計画しています。地域の若い世代を地域活動に興味を持っていただき、実際に活動してもらうために、地区社協の皆さ

まと一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

- ・西谷地区ではあいさつ運動スローガン「笑顔であいさつ、ふれあう西谷」を西谷地区に浸透させるための取り組みとして上り旗を作成、ケアプラザに設置など普及活動へ協力しました。まちづくり懇談会でロゴを作成した際も積極的に関りをもちました。西谷地区では、「見守り」をテーマにしており、懇談会で話した内容を基にマグネットを作成し、全戸配布を行いました。
- ・川島原地区では、「つながりがあり、あんしんして暮らせるまち川島原」のために、私たちの「まち」のことを地域住民と一緒に考えるためのアンケートをオータムフェスティバルで実施。こどもから高齢者まで、幅広い世代が回答しました。その際、ほっとなまちづくり懇談会としてブースを出展し、地区別計画の周知も併せて行いました。未連合についてはケアプラザが積極的に関わり、地域福祉保健計画・地区別計画の周知や協力依頼など、未連合の地域住民との関係性を深め地域支援につなげています。また地域の情報を収集するなどし、その情報を行政・社協と共有します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【高齢者支援事業】

- ・地域町内会や老人会等からの要望に応じて、健康講座やミニ講座を出前講座として様々な場所で実施します。地域サロンでの講座や健康測定、体操、脳トレーニング、介護保険制度、健康生活について等、様々な内容で講座を展開しています。
- ・認知症サポーター養成講座は、地域の町内会や商店等、様々な関係機関で認知症についての普及啓発に取り組んでいます。毎年地域の小学校に出向き福祉学習として認知症サポーター養成講座を実施します。
- ・地域からの声として定年退職後の男性の地域参加の課題について多く上がってきたことから社会参加のきっかけづくりとして、「男みがき塾」を年間コースで開催します。参加した男性の特技を生かした活動を行えるよう、アンケートや聞き取りで情報収集を行い、男性が興味を持てるテーマを毎回開催しています。「男みがき塾」の参加者からもボランティア登録に繋がったり、ボッチャの活動団体を立ち上げたり活動の成果が現れてきております。加えて、参加者の紹介で地域の農家とつながり新たな事業の計画のきっかけになることもあります。今後も更なる促進に向けて行動します。
- ・地域包括ケアシステム構築にむけ、地域の見守り、支え合い強化のため「川島見守りホットライン」事業を促進しています。地域住民への周知はもちろんですが、「民間企業リレーションプロジェクト」という名称で川島地域ケアプラザ事業の周知とあわせて「地域見守りほっとライン」の周知・協力依頼を地域の民間企業へ積極的に実施します。実際に地域の金融機関から虐待と認知症高齢者の通報があり、行政との連携にも繋がっています。
- ・体操や合唱、会話等を楽しんでいただく地域の気軽に集える場「ほっとホット茶屋」は、自由

参加で毎月2回開催しています。タクシーやヘルパーを利用しながら車椅子で参加される方もあります、またギター、リコーダー、紙芝居等を披露するボランティアの参加も多くあり活動の場ともなっています。

- ・川島地域ケアプラザへ来所することが地理的に遠くて困難である川島原地区のため、くぬぎ台コミュニティハウスにて地域サロン「あったかサロンぬくぬく」を開催。民生委員やボランティアの方々と協力し、参加者の方の見守りの場にもなっています。くぬぎ台小学校コミュニティハウスと連携して地域の活動団体の発表の場にするなど地域の方々の力を存分に發揮できるようコーディネートを行っています。また、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう介護予防の側面も意識して、リハビリ職による体操の時間を設けています。
- ・地域の方々が身近な場所で介護予防に取り組める機会を設け、すでに担い手として活動している方たちとの交流を深める事で、新たな担い手の人材を育成し、自主的に活動する意欲の向上を図るよう活動しています。

エリア内の自主活動グループやケアプラザで活動するボランティアがお互いの親睦を図り、今後の活動に活かすことができる情報交換を行う場の提供や、地域支援団体とボランティア、ボランティア団体のマッチングを行い、地域支援団体の活性化、ボランティア及びボランティア団体の活動の場拡大へ繋げることを目的とした「地域支援者交流会」を年1回開催しています。

ボランティア活動により、自分が健康で充実した生活を送ることができ、地域の方が自らの力をつけ継続実施できるように今後も支援します。

【子ども支援】

- ・川島小学校「福祉学習」は1年生から6年生まで小学校のカリキュラムに合わせ教師と調整し実施しています。人権週間で各学年に応じた内容での学習で、福祉教育目標達成の一助となっています。福祉拠点としての周知にもつながっています。また地域のボランティアやキャラバン・メイトに協力していただく機会にもなっています。
- ・「ぴーすらんど」は、主に未就学児とその保護者を対象とした子育てサロンです。地域のボランティアによる絵本の読みきかせやフリースペースでの自由遊びの時間を設け、保護者同士の情報交換や交流の場にもなっています。R6年度から、参加者の声を受け、7月と8月はテラスにビニールプールを2つ設置し「水遊び」を探り入れました。地域のボランティアと親子の交流の機会ともなり、子育て親世代の精神的支援にもなっています。
- ・エリアの魅力のひとつである「自然が多い」「農家がたくさんある」点を活かし、地域の農家の協力のもと4月には「たけのこ堀体験」、3月には、川島町産の野菜を使った親子料理教室「ぴーすらんどキッチン」を開催しました。地域の親子に身近な場所の魅力を再発見する機会とすることができました。
- ・「夏休みこども教室」は地域の小学生に向けてヘルスマイトの協力を得て調理教室を開催、また工作教室、アート教室など楽しく学べる機会となっています。R6年度からは、地域からの「親子で参加できる講座を開催してほしい」という声を受け、児童家庭支援センターゆめのねと共に催し、「玉ねぎ染め体験」を実施しました。働く保護者が増加しており、長期の休みに

こどもと一緒に普段できない体験をすることへのニーズが高いことも、終了後のアンケートから読み取れましたので、来年度以降の計画にも反映させていきます。

- ・こどもも大人も楽しめるツールとして、横浜市のゲームスポーツ支援事業により、機材をレンタルし、「ゲームスポーツ体験会」を開催しました。当日は、3歳のお子さんから80代の高齢者の方まで参加し、大きなスクリーンに映し出された太鼓ゲームを多世代に渡って楽しむことができ、核家族化の現代では、高齢者との交流が少ないお子さんたちに高齢者と触れ合う機会を創ることもできました。

【障害者支援】

- ・パラリンピック公式種目「ボッチャ」を毎月継続して行っています。車椅子の方や精神疾患の方、ヘルパーを依頼して参加される障害者の方等、様々な方が参加されています。時には地域の子どもたちの参加もあり、試合形式で毎回技術を競いながら活動を楽しんでいます。年に一回は区内のボッチャ大会にチームとして参加し全員で障害スポーツを楽しむ機会としています。
- ・「学校の帰り DE HIPHOP DANCE」は、障害児を対象としたダンス教室で、ケアプラザの自主事業として始まり、R6年度には、自主化して活動を継続しています。個別支援級に通学している小中学生に、音楽を通じて生き生きとした社会参加の実現と、お子さんたちが地域で安心して暮らせるよう地域住民への理解を促しています。時には、集中できなかったり、上達せずに落ち込む場面もありますが、ラポールダンスコンテストや川島文化祭などの発表の機会を目標に練習に励み、お子さんひとりひとりのペースで成長していることが分かります。
- ・エリア内の福祉作業所「夢21上星川」や「ウイナー」とは、定期的に交流の機会を設けています。夢21上星川は、マフィンやコーヒーの製造、販売をしているため、地域支援者交流会や川島文化祭において、コーヒーを淹れていただいている。またウイナーは、刺繍小物の製造、販売をしているため、川島文化祭では作品を販売していただいている。また、各福祉作業所から一番近くの福祉避難所ということもあります。ケアプラザが毎年9月に実施している救命訓練、避難訓練の際には、一緒に参加していただき、顔の見える関係づくりを心がけています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- ・貸館の利用状況が分かるように、館内入り口ボードに毎日の利用予定を記載し、分かりやすく地域住民へ周知をます。
- ・貸館の登録団体の紹介コーナーをボードに設け、団体活動の状況やPRを掲示し、地域住民へ参加を促します。
- ・広報誌「リーベ川島」やホームページにおいて、部屋の利用方法について、分かりやすく周知しています。

- ・「お部屋を利用したいとお考えの方へ」と貸館利用に関する概要や市の規定について、図を用い分かり易い内容で掲示し、住民へ周知します。
- ・施設利用団体の方に、ケアプラザでの祭りや事業での出演を依頼し、地域に向けて活動をPRし、住民への貸室利用の促進につなげます。
- ・地域役員・子供会や地域のクラブチームの方へ働きかけ、会議や交流の場やとしての活用など、地域住民へ周知します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ・ボランティア登録については、ボランティア希望者に川島地域ケアプラザ独自で作成したマニュアルをもとに面接にて個別に説明します。ケアプラザの活動を理解した上で、安心してボランティア活動を行っていただくために、マニュアルはケアプラザの活動案内やボランティア活動開始までの流れ、注意点など、内容を分かりやすく記載しています。また、無理なく継続的な活動につなげていくために、希望する活動内容を伺い、その内容に沿って自主事業や近隣での施設の活動を紹介します。初回はボランティア体験として自主事業に参加していただくよう個別にコーディネートを行います。
- ・活動に参加していただく中で、ボランティアの意見を伺うシステムを設けています。事業担当者はボランティアが意見を積極的に発せられるよう、日ごろから積極的にコミュニケーションを図ります。いただいた意見は自主事業報告書に記載し、必要に応じて地域交流会議で検討を行います。
- ・ボランティアの意見を自主事業の内容に反映させ、ボランティアと共に地域住民のニーズにあった自主事業を展開します。例として、ほっとホット茶屋のよみきかせのコーナーは、本が小さく見えづらいためスクリーンに映したら、見やすくなり、参加者は喜ぶのではないかとのボランティアの意見をふまえ、タブレットでスキャンし、それをスクリーンに映しながら、よみきかせを実施するようになりました。
- ・年に1回地域活動支援者とボランティアの交流会を実施しています。継続的活動できるよう地域活動支援者との顔の見える関係づくりに努めると同時に、地域のボランティアのニーズを探り、必要に応じてコーディネートできるよう情報収集の場としています。また、団体同士、ボランティア同士で情報交換や交流を行うことで、活動へのモチベーションを高めることにもつながっています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- ・地域の福祉保健活動団体の会議には、できる限り所長と職員が参加しています。会議では、不明瞭な事柄について補足したり、説明会を設定し情報提供する等、地域団体と協力しながら会議に参加しています。地域エリアの課題や現状についての情報交換を行い、地域要援護者に関する情報は直接担当者と情報交換ができる関係ができます。
- ・保健活動推進員の方々とは、事業を通して事前の打ち合わせを行いながら、年に3回協働した事業を実施し連携ができます。
- ・人材等の情報収集は、地域関係役員の方々との顔の見える関係から、日頃の情報交換や話し合いを通して情報をいただいている。
- ・福祉保健団体への情報提供として、ケアプラザからのチラシによる情報提供や事業の周知、制度の説明等を行っています。多問題ケースの多い川島原地区の民生委員児童委員協議会では、ケアプラザが企画した、民生委員とケアプラザの連携促進に向けた研修会を実施。民生委員児童委員のスキルアップとともにより顔の見える関係と業務の中でスムーズな連携対応、役割分担に繋がっています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- ・川島町・東川島町・西谷で生活する高齢者の様々なニーズを把握するため、ケアプラザの主催事業でアンケートを実施しています。どのようなことに関心があるのか、どのような要望があるのか継続的に調査を行っています。回答を集計して職員で共有し、振り返りをすることで、ニーズの把握につながり、住民が関心を持つような事業の企画に反映させることができました。例えば、川島地域ケアプラザのエリアは畑が多く、区内でも直売所の数が多い地域である点に着目し、集合型の事業では参加率が低くなりやすい男性や、軽い運動に興味を持っている利用者が男女ともに多いことから直売所を巡るウォーキングを企画することができました。今後も、地域で暮らす様々な高齢者と関りを持ちながら、アンケートや聞き取りなど様々な手段で情報を収集し、高齢者の実態に寄り添うニーズ把握を心掛けていきます。
- また、地域住民が実施するアンケート調査、集計に協力し、地区ごとのニーズ把握にも協力しています。川島原地区ほっとなまちづくり懇談会として11月のオータムフェスティバルで行ったアンケート調査では、地域住民157名に回答いただきました。18歳以下の回答者が33%を占めており、把握をしづらい若年層の意見も知ることが出来ました。回収したアンケートは、川島原地区社会福祉協議会の定例会で検討し、住民と共に分析を行っております。
- ・川島東部地区社会福祉協議会で毎年行っているアンケートについては、共有された集計結果をもとに、地区社会福祉協議会の役員の方と共に意見交換をしています。
- ・地域支援者が感じている生活上のニーズの把握については、地域で行われている健康体操教室や集いの場、老人会の活動などを実施している団体へ直接出向き、役員や参加者に対して、生

活上のニーズや課題の聞き取りを行っています。川島地域ケアプラザが担当している川島町・東川島町・西谷は地形の関係で日ごろケアプラザに直接出向くことが難しい方も多くいます。ご自身の通いやすい場所で活動されている場所へ職員が伺い話を聞くことで、限定的な地域の情報を伺うことができると考えております。地形や地域資源を基に仮説を立て、地域住民に直接伺うことでより精度の高い聞き取りを行うことができるよう努めています。

- ・通いの場に集まらない高齢者のニーズを把握するため、西原団地やくぬぎ台団地で移動販売に併せて健康測定のほか、ケアプラザの職員が出向き情報提供等を行うブースを出展。移動販売を利用する高齢者に対しても生活に関して聞き取りを行いました。
- また、ケアプラザでは把握が難しい高齢者の情報収集については、横浜市より提供される JAGES の調査結果を参考にしています。
- ・人口等の情報については、地区概況シートを基に担当エリアの高齢者数・要支援・要介護認定者を把握し、将来、生活支援を必要とする高齢者数の予測など、地域の現状と将来像を分析します。
- ・収集した情報を生活支援コーディネーター、地域活動交流、包括支援センターの 5 職種で共有することで、地域ごとの特性や課題の把握に繋げます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・住民同士の見守りのネットワーク構築を目指して「川島見守りほっとライン」に取り組んでいます。包括支援センターが対応したケースで、行きつけの飲食店での違和感から川島地域ケアプラザに相談がつながったケースがありました。そのケースをきっかけとして、西谷商店会と連携し、同意をいただいた店舗にステッカーを掲示していただく関係を構築しています。
 - ・エリア内の情報収集を行うために、まず地図上で情報収集を行い表にまとめました。さらに、タウンニュースや生活支援 CO 連絡会で提供された資料を元に情報整理を行いました。
 - ・地域住民からの情報提供や、職員との日ごろのコミュニケーションの中で収集した社会資源の情報についても記録し、共有できるよう心掛けています。
 - ・保土ヶ谷区全域で、民間企業と連携した見守りの体制構築を目指しています。
- 年に一度開催される、区レベルの地域ケア会議に出席し、各企業の取り組みについても社会資源として情報収集を行っています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- ・川島原地区の UR くぬぎ台団地は、高齢化率が周辺地域と比べても高く、重点的な取り組みが必要だということを、以前から職員間で共有していました。個別の地域ケア会議を行う中で、

地域住民から多様な組織が情報共有を行う場が継続的に必要との意見を受け、見守りのネットワークを目的として、UR くぬぎ台団地に暮らしている高齢者の情報共有のほか、地域課題に対する解決や取り組みについても話し合うために協議体を設置し、継続した話し合いを重ねています。

- ・協議体では、自治会、民生委員、老人会の代表者と UR 職員、区役所、区社会福祉協議会、ケアプラザ職員が出席しており、くぬぎ台団地で発生したケースの共有と、地域課題に対する解決や取り組みについて話し合っています。
- ・地域課題の検討に取り上げるテーマの選定については、協議体で住民から共有された情報をもとに、ケアプラザで把握しているニーズと、くぬぎ台団地の実際の利用者の様子、ボランティアや民生委員から伺った話を基に情報を整理して、事前に地域の役員と打合せを行った上で、会議に挙げ、話し合いを行っています。
- ・令和6年度は、自治会からの意見を受けてテーマを設定しました。メンバーが高齢化のため引退し、活動の維持が困難になった「支えあいの仕組み」について、今どのような活動が求められているのか再度検討を行い、新しい仕組みを作れないか、検討を行いました。
- ・出席している地域住民の思いを丁寧に聞き取り、地域にとって必要なサービスを創出できるようこれからも寄り添っていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- ・川島原地区は、人口約3800人、高齢化率41.41%の地区です。地域住民は主に、バスで駅へ向かい買い物をしています。地域にはコンビニが2店舗あるのみで地域の高齢者にとって買い物がしづらい地域との意見をいただくことが多い地域です。そのため、足腰の状態が悪化すると、買い物の選択肢が極端に少なくなると、ケアプラザ内でも地域の課題を検討していました。
- ・保土ヶ谷区の複数のケアプラザを対象に企業から移動販売の申し出があり、候補地として、以前から職員からも、地域住民からも買い物に課題があるとの意見が出ていた川島原地区を対象にできないか、相談を行いました。
- ・企業からの了承を得、連合町内会長に相談し、説明会の場を設け協議を行い、取り組みを行いたいと考えている町内会を対象に、場所や時間帯がどのようにニーズに合うか個別に聞き取りを行い、実際に活動に協力する地域役員も含めた話し合いを行った上で移動販売の実施に至りました。
- ・検討中だけでなく、実施後も販売場所に立ち合い、継続した状況の確認と、定期的に企業と地域役員、関係機関を交えた振り返り会を開催することで、移動販売を行うだけではない、新たな資源としての発展を見据えた支援を行っています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・3職種が常に情報を共有し、地域住民への支援が的確にできるように調整をしていきます。毎朝包括職員でのミニカンファレンスを行い、個別支援の方向性の確認を行い、今行っている支援が正しい方向に向かっているか互いに確認しあっています。また、円滑な業務遂行のために、3職種間での協力体制がとれるようにします。
- ・多問題ケースについては施設内の専門職との意見交換や会議等を臨機応変に行い、ケアプラザとしての援助方針を明確にし、必要時には行政との連携をとりながら支援を行うことでそれぞれのケースごとに適切な支援を行っています。
- ・独居や認知症高齢者の問題だけでなく、本人が障害をお持ちのケース、精神疾患、8050問題など家族関係の課題等様々な事例に対応できるよう、全職員への研修や自己研鑽を促し、職員のスキルアップを支援します。
- ・地域のサロンや老人会など、地域住民が多く集う場にはできるだけ参加し、相談支援がいつでも行えるよう相談表や介護保険の申請用紙、ハートページなどを持っていくなど、住民がいつでも気軽に相談することができる機関として活躍していくよう業務を行っていきます。
- ・ケアプラザでは常に相談対応ができるよう相談票の記載方法や介護保険の申請等について、職員研修を実施し、相談援助技術とサービスの向上を目指しています。相談票はナンバー管理を行い、必要な時には支援内容を容易に確認できるようにパソコンでの管理を行います。
- ・パソコン管理されたデータを地域ごとに分析し、地域役員との共有や今後の地域づくりに生かします。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・地域への認知症の普及啓発と認知症サポーターを増やすために、小学校や中学校、老人会や町内会等の地域に出向き講座を実施します。
- ・社会福祉士・生活支援コーディネーターと連携をとりながら「地域見守りほっとライン」を地域住民や地域の商店へ周知を行い、「いつもと違った感じがする」といった方への早期発見・地域包括支援センターへつなげてもらうことが重要だということを普及啓発します。
- ・キャラバン・メイトの団体である「オレンジドンキー」の定例会に参加し、後方的な支援や助言などを行い、地域への認知症の普及啓発に向け協力し合える関係性を今後も継続的に構築し続けていきます。
- ・令和7年度から開始する「チームオレンジ事業」を通じて、年間で6回認知症カフェの開催を

行い、認知症当事者とそのご家族が地域でその人らしく生活することができるよう支援します。

- ・積極的に、地域の会合やイベントに参加し、認知症普及啓発を行っていきます。
- ・地域の小学校等で「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、キャラバン・メイトと協力しながら認知症への理解が広がるよう取り組みます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【地域見守りほっとライン】

- ・「地域見守りほっとライン」を地域住民や地域の商店へ周知し、「いつもと違った感じがする」、「服が汚れています、顔や体に傷・あざがある」といった方への早期発見、包括支援センターへ繋げてもらうという連絡系統の啓発を行います。
- ・「地域見守りほっとライン」のチラシを地域の会合や地域住民の集いの場などで配布することで虐待等要観察者の相談窓口として、住民に見守りホットラインを知って貰うことが出来たため、今後も継続して行っていきます。また、相談を受けた際は早期に対応ができるように、各関係機関との連絡・調整を強化しています。
- ・地域の商店街の会合に出席させていただき、「いつもと違った感じがする」方を発見した際どのように対応すればよいのかを周知していくとともに、高齢者虐待の背景や要因などを知ってもらうために啓発活動を行います。また、地域住民に対しても同様の啓発活動を行い、地域住民、地域の商店などから構築されるネットワークを構築していきます。

【エンディングノート事業】

- ・地域では独居の方、身よりがいない方の相談が増えており、権利擁護の支援を必要とされることが増えてきています。どう生活していきたいのか意思決定を事前に明確にしておくことでご本人はじめ支援者もスムーズな支援を行うことができます。
- ・地域のサロンや老人会へ出向きエンディングノートの書き方講座を行います。エンディングノートの必要性や意義、書くうえでのポイントなどわかりやすく説明します。「エンディング」という文字から自分の死を想像してしまい、書くのを控えている方に対しても、あくまで「これから自分のことを自分で決めておくために書く」という観点で周知し、より多くの住民に活用して頂けるよう普及活動を行います。

【成年後見制度】

- ・判断能力の低下により金銭管理面での支援が必要となる場合には成年後見制度利用に向け行政書士や司法書士等と連携をはかり、家庭裁判所に同行するなど、具体的な住民支援を行います。必要であれば訪問し、本人の意思を尊重しながら専門職に相談し、申し立て支援を行います。

- ・成年後見制度について地域のサロンや老人会などで地域住民に周知活動を行い、制度の利用によってどのようなメリットがあるのか、どのような場合に利用すればいいのかを理解していくことで制度の利用促進を図ります。
- ・自主事業として成年後見制度についての周知・啓発を目的とした、地域の活動団体による紙芝居と行政書士による講座を開催し、具体的な利用方法や活用法、費用などの誰もが気になる部分を解説してもらうことで地域住民の理解の促進に努めます。

【消費者保護】

- ・振り込め詐欺などの特殊詐欺に関して地域の駐在所と連携し、地域内で起こった事件などについて情報を共有し、地域に出た際やケアプラザの事業時に住民へ情報提供します。
- ・地域内で増加している消費者トラブルについて、地域住民に対して悪質商法の手口・見分け方・早期発見・解決のポイントを周知・啓発する講座を講師を招き、自主事業として開催することで地域住民の権利擁護に努めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】

- ・ケアマネジャーが抱える課題や支援ニーズを把握し、必要な支援を実施します。
支援困難ケース・多問題ケースが増えている為、ケアマネジャーが抱える課題等について、適切な相談・助言を行い、関係づくりを継続的に行います。
- ・月1回、ケアマネジャーの集うサロン「川島さくらんぼ」を開催。事例検討、ケアマネジャー間の情報交換、支援困難ケースや多問題ケースについて自由に話し合い、意見交換を実施します。
- ・福祉用具を実際に展示し、ケアマネジャーの最新情報を更新し利用者へ適切なアドバイスが行われるよう支援します。
- ・月1回、ケアマネジャー向けの広報誌「川島通信虹」を発行し、川島地域包括エリアの居宅介護支援事業所を訪問し、情報提供、協力体制・信頼関係の構築に努めます。
- ・年1回、多職種連携のための研修会、事例検討を行うことで多職種間での連携を取る必要性の理解・関係性を深めるために実施します。
多職種連携の必要性を理解し、スムーズな対応が出来るようにケアマネジャーだけではなく、多職種でも意識が高められるようにします。
- ・保土ヶ谷区内地域包括支援センター・主任ケアマネジャー共催で、ケアマネジャー向け研修を開催する。また、就労予定・新任ケアマネジャー向け研修と主任ケアマネジャー向け研修を開催します。
新任ケアマネジャー研修後は、小さな困りごとなども聞くようにし、新任ケアマネジャーが安心して業務を継続できるように支援します。

- ・ケアマネジャーと地域の関係機関等とのネットワークが構築され、必要な情報や課題が共有できている。「民生委員児童委員とケアマネジャー連絡会」を年2回、開催し、ケアマネジャーと地域の民生委員児童委員との連携を促進するよう支援します。特に地域の特性と特に地域の特性として認知症独居高齢者や精神疾患、8050、ヤングケアラー等の問題などのケースが増えており、タイムリーなテーマで講演会やグループワークを行います。

【在宅医療・介護連携推進事業】

- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、ケアマネジャーが医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントを実践する必要がある。そのために地域における一体的な支援を行う為の、ネットワーク・協力体制の促進を行う必要があり、包括支援センターとして年2回地域内の医師会が行う事例検討に参加し、医療と、相談しあえる顔の見える関係を築きます。
- ・また在宅支援に関わる医療・介護の多職種が顔を合わせ、地域包括ケアシステムを推進することを目的に、区域と包括域の医療・介護の「多職種連携会議」を開催します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ・個別レベル地域ケア会議、ケアプラザ域地域ケア会議を行い、地域にどのような問題やニーズがあるのかを洗い出し、よりよい支援・課題解決の検討や新たな地域ネットワークや資源の創出につなげ、地域包括ケアシステムを構築していきます。
- ・独居高齢者の相談が多い地域では、中には緊急連絡先を確保できない方もいました。そこで「ちょっと心配・気になる方の見守り、緊急時の対応について」、「身寄りがいない、緊急連絡先が確保できない住民の方に関して」というテーマで個別地域ケア会議を開催し、地域役員や民生委員児童委員の方々とケースを情報共有するとともに何か起きた時の連絡系統を明確化できました。その後も継続的に個別の地域ケア会議を積み重ね「見守り・声かけ」、「つどいの場」の必要性を地域課題とし、具体的な取り組みとしては協議体へと繋がりました。その後も定期的に情報交換会を重ねており、継続できるように支援します。
- ・このように地域包括ケアシステム実現の必要性が高い地域を区役所や社会福祉協議会と協議して選定し、地域課題に発展しそうなケースでの個別の地域ケア会議を積み重ねて地域課題へ発展していくよう進めます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- ・可能な限り自立した生活が継続できるよう、その人らしい生活の維持向上に向けて、適正なプランの作成ができるよう、ケアプラザにてケアプラン作成研修等を実施しています。研修会には、地域居宅介護支援事業者にも声掛けし、マネジメントの指導や適正なプラン作成について指導を行います。
- ・指定居宅介護支援事業者への業務委託については、公平・中立な対応をとり、利用者に対して広く情報提供をしながら、その方の要望に合った事業者を複数紹介します。紹介用資料は区役所から出されている、居宅介護支援事業所の空き情報・川島地域ケアプラザ独自資料等を提示し事業者を紹介している。
- ・川島地域ケアプラザエリア内の、居宅介護支援事業所案内の冊子を利用者向けに制作する段階に入っており、利用者が選定しやすい資料を作成することを目指している。
- ・関係機関と連携をとりながら、必要に応じて、インフォーマルサービス、地域資源の紹介を行い、ケアプランに取り入れた支援を行います。
- ・インフォーマルサービスについての情報は、「横浜市地域活動検索ナビ」にて地域活動グループや開催場所等を毎年更新して、いつでも活用できるようにします。
- ・地域居宅介護支援事業者には、毎月ケアマネジャーのサロン「さくらんぼ」で地域資源を紹介し、インフォーマルサービスを活用した自立に向けてのプランニングができるように指導します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

【介護予防普及強化業務】

- ・3地区の保健活動推進員と共に、それぞれの地区的健康課題や地域特性を踏まえた健康測定会の開催を企画していきます。また、地域の会合やサロンに積極的に出向き、「健康」についてやフレイル予防等の講座を実施することで健康意識向上の普及啓発を行っていきます。
- ・地域の高齢者給食会では、自宅で出来る簡単な体操や脳トレーニングのミニ講座を実施し、地域での介護予防支援につなげていきます。
- ・地域の町内会や地域の要望に応じて、わがまち保土ヶ谷体操やコグニサイズ等のテーマを含めたレクリエーションの場を展開し、地域住民への介護予防普及啓発を積極的に進めていきます。
- ・地域リハビリテーション事業により、地域の既存活動グループへグループ支援を行い、地域活動が継続的に展開されるよう後方支援を行います。
- ・毎回、参加者の方が多いウォーキング事業を通じて、新規の参加者やリタイアされた男性参加者のケアプラザ事業の参加や周知につなげていきます。
- ・相談対応時に、うつ病や社会参加や役割の喪失を抱えている地域住民に積極的に声をかけ、ケアプラザ事業での他者との交流の機会につなげていきます。また、支援が必要な方には、介護

予防の視点での支援を確実に実施できるようにします。

- ・前期高齢者への介護予防の目的と理解のため、若い世代の方々にも利用しやすいケアプラザ事業を提供します。
- ・JAGES に沿って、地域の中で抱える課題を捉え、事業の目的や内容に含めて介護予防普及啓発事業の展開を進めていきます。
- ・地域リハビリテーション事業により、地域の老人会や会合に訪問し専門職派遣を行い、地域の方のニーズや課題に沿った講座の提供を行っていきます。
- ・保健活動推進員の方へ、グループ支援として研修を行い、地域の中でフレイル予防等についての知識の普及啓発を行って頂く環境の整備を行っていきます。
- ・西原お買い物サロンやメッセンジャー川島 in 木曜市等の自主事業を通じて、川島元気塾等の事業の周知に取り組み、新規の事業参加者を増やしていきます。
- ・ウォーキング事業では、「正しい歩き方講座」として正しい歩き方を運動講師の専門講師から指導を頂き、ただ歩くという視点のみではなく正しい姿勢や歩き方に意識を向ける視点を持ち、日常的な転倒防止への支援を行っていきます。

【介護予防ケアマネジメント】

- ・地域での活動団体や地域コミュニティを保健師中心に5職種で連携を取りながら後方支援を行っていきます。また、介護予防への意識向上を図るために、フレイル予防の重要性やロコモ予防を地域住民へ発信し続けることができるよう積極的に地域へ出向きます。
- ・要支援の段階から、事前に多職種で連携を取り、サービスやケアプラザ事業に周知を行うことができるよう環境づくりを行っていきます。
- ・ご利用者様が安心して地域の中で継続して、生活を行うことができるようケアプランの計画について支援を行っていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

民生委員児童委員とケアマネジャーの連絡会の、事例検討会では多職種の関わりが必要な方を事例に、地域の様々なネットワークを検討し、参加者同士が連携、協力できるように企画します。

- ・ケアプラザ自主事業の活動時には、参加者が積極的に活動していただけるよう企画の段階から参加していただき、自発的に力を発揮していただくことから地域でのボランティア活動につながるように、人材発掘と地域の担い手育成の支援を行います。
- ・ケアプラザの事業では、地域の方が体操や音楽の指導をしたり、語りべやウクレレ等のボラン

ティアをしながら、事業への参加をしています。地域ボランティアの方々の活動の場をケアプラザが提供し、地域ボランティア活動団体を支援します。

- ・年1回、地域活動団体の方、ボランティアの方、地域の担い手の方々に集まっていただき、お互いの情報交換と活動の紹介等の機会を設けています。地域でのインフォーマルサービスとして、より活発な活動となるように相互の連携を目的に支援をします。
- ・地域の小学校、中学校の子どもたちの活動発表の場として、ケアプラザでの事業に参加していただいています。認知症サポーター養成講座を毎年、小学6年生を対象に福祉学習支援として開催しています。職業体験についても中学校と連携を図り、幅広く福祉保健活動を展開します。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

- ・居宅介護支援事業は包括支援センターを併設しているため、現在も多問題ケースや、他の居宅介護支援事業所では対応困難となったケースを積極的に受け入れています。ケアプラザの居宅介護支援事業としては、職員のスキルアップを図りながら、より良いサービスが提供ができるように努めます。
- ・介護予防支援事業者との連携は、情報交換を密に行い、問題があればいつでも相談できるように、包括主任ケアマネジャーの存在と役割を周知します。
- ・事業所が入手した法令上の情報等は、所内で共有するだけでなく、包括支援センター主任ケアマネジャーにも伝え、他事業所とも共有できるようにします。
- ・包括支援センター開催のサロンで、毎月ケアマネジャーと制度の情報確認や勉強会を行います。今後も地域ケアマネジャーとの連携を更に強化していきます。
- ・法人内の居宅介護支援会議は、介護保険制度、それに伴う各帳票、業務上の悩み共有など、業務遂行がスムーズにできるよう開催しています。
- ・地域の居宅介護支援事業所主催の勉強会の定期開催に向けて、包括主任ケアマネジャーと協力していきます。
- ・地域ケア会議では、ご家族、ケアマネジャー、サービス機関、地域支援者、警察等、多機関と連携し、個別ケースの検討や課題解決に向けて有効な検討の場として開催します。今後も包括的ケアシステムの構築に向けて継続的に取り組みます。
- ・自然災害・感染症発生時にサービス提供継続のため、最低限必要な機能を維持できるよう、研修や訓練の実施、BCPの検証と見直しを定期的に行います。被災時に職員が利用者状況把握が早急に出来るよう、地図上に利用者情報を一目で分かるようマーキングし、いち早く行動できるよう対応しています。

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

- ・収支計画については、「無理のない収支計画を作成します。
- ・通所介護サービス事業がないため、指定管理料と居宅介護支援事業の収入でケアプラザの運営を行っています。
- ・事業の利用者負担分については、利用者に還元するという考え方で計画しています。
- ・利用者が利用しやすい施設であるために、利用者中心の支出を意識して設備・機器等・修繕を優先に行っていきます。
- ・毎日の館内清掃に関しても業務委託を週3回として、週4回はケアプラザ職員が掃除を行います。冬季はノロウイルス対策で館内消毒も職員が行うなど経費節約に努めます。
- ・正規職員・パート職員に関わらず、研修にかかる費用を充実させ、ソフト面での利用者への還元を意識して収支計画を作成するよう努めます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

- ・ケアプラザ自主事業についての参加料金は100円から200円程度と参加しやすい金額を設定しており、地域住民の参加拡大を推進しています。それぞれの事業で調整しながら自主化を目指しています。自主化に移行できる事業については、適正な参加費を徴収しながら自主事業化につなげるための計画的運営を行っています。自主事業化による講師料等の経費をケアプラザの新たな活動に充当する事ができると考えています。
- ・施設管理や物品購入や通信費等については、自動更新だけではなく、毎年サービス業者の見積りを取り、条件を確認しながら新たに経費削減につながるような契約をするようにしています。
- ・行事等の必要物品や資源については、物品の提供から貸し出し、駐車場の使用など、地域のご理解とご協力をいただける関係となっています。今後も地域と協働した事業活動を積極的に取り入れていきます。
- ・日々の業務で改善可能なことを進めていきます。
 - ①ペーパーレス化
 - ②モノクロプリント
 - ③両面プリント
 - ④エアコンは適温設定（夏は27°C、冬は20°C）し、扇風機等の併用
 - ⑤ケアプランデータ連携システム導入

指定管理料提案書
(横浜市川島地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	<input type="checkbox"/>					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等						
事業費		自主事業費	<input type="checkbox"/>					
事務費		備品購入費 事務消耗品 旅費交通費 通信費 印刷製本費 リース料	<input type="checkbox"/>	5,414,750円	4,780,375円	4,166,000円	3,551,625円	2,937,250円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	2,800,000円	2,850,000円	2,900,000円	2,950,000円	3,000,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合に記載してください。>						
合計				20,895,000円	20,895,000円	20,895,000円	20,895,000円	20,895,000円
うち団体本部経費								

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>					
事業費	自主事業費		<input type="checkbox"/>					
事務費	備品購入費 事務消耗品 旅費交通費 通信費 印刷製本費 リース料		<input type="checkbox"/>	1,826,250円	1,533,125円	1,310,000円	1,116,875円	833,750円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		<input type="checkbox"/>	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円			126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円			630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			0円	0円	0円	0円	0円
合計				26,551,000円	26,551,000円	26,551,000円	26,551,000円	26,551,000円
			うち団体本部経費					

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□				
事業費	自主事業費	□					
事務費	備品購入費 事務消耗品 旅費交通費 通信費 印刷製本費 リース料	□	635,000円	532,000円	429,000円	325,000円	222,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費							

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	講師謝礼金 ファイル・テキスト作成用コピー 用紙・名札等事務消耗品	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費							

収支予算書
(横浜市川島地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	20,895,000円	20,895,000円	20,895,000円	20,895,000円	20,895,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,551,000円	26,551,000円	26,551,000円	26,551,000円	26,551,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			53,785,000円	53,785,000円	53,785,000円	53,785,000円	53,785,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円
		居宅介護支援事業	13,500,000円	13,500,000円	13,500,000円	13,500,000円	13,500,000円
			18,500,000円	18,500,000円	18,500,000円	18,500,000円	18,500,000円
	その他収入						
			72,285,000円	72,285,000円	72,285,000円	72,285,000円	72,285,000円
支出	内訳	人件費	53,475,000円	54,440,500円	55,326,000円	56,207,500円	57,158,000円
		事業費	2,504,000円	2,504,000円	2,504,000円	2,504,000円	2,504,000円
		事務費	8,376,000円	7,345,500円	6,405,000円	5,493,600円	4,493,000円
		管理費	4,500,000円	4,550,000円	4,600,000円	4,650,000円	4,700,000円
		その他					
			68,855,000円	68,840,000円	68,835,000円	68,855,100円	68,855,000円
	うち団体本部経費						
収支			3,430,000円	3,445,000円	3,450,000円	3,429,900円	3,430,000円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市川島地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.5000人	1.5000人	1.5000人	1.5000人	1.5000人
	基礎単価					
	配置予定人数					
	基礎単価					
	配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	基礎単価					
	配置予定人数					
	基礎単価					
	配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

人員配置は正規職員については規定数を配置し、臨時雇用職員については、すでに就業しているベテラン職員ということもあり最低員数の配置となっています。
--

団体の概要

(令和7年2月12日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ほうこうかい) 社会福祉法人 朋光会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒245-0051 神奈川県横浜市戸塚区名瀬町 1566 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6同意書による）に使用します)
設立年月日	昭和61年8月12日
遠隔	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和61年、深刻な核家族化社会を背景に、有床診療所で地域医療の実践をする中、高齢者介護の必要性を実現・実行するために社会福祉法人朋光会を設立。翌昭和62年、特別養護老人ホーム「太陽の國」を開設。 ・平成4年「太陽の國」南館増設、本入所者定員130名、短期入所者定員20名となり、認知症棟を新設し、通所介護事業も開始。 ・平成11年、デイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘で、独立した受託運営による通所介護事業を開始。 ・平成14年、横浜市戸塚地域ケアプラザの受託運営を開始、平成18年より指定管理者として運営、平成23年度以降は既に指定管理者としての選任されている。 ・平成18年、特別養護老人ホーム「太陽の國ほどがや」を全室個室のユニットケア型の施設として本入所72室、短期入所16室で開業。 ・平成18年、老人福祉センター及びデイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者に選任され2事業一括で運営開始。 ・平成20年、横浜市名瀬地域ケアプラザ及び名瀬地域ケアプラザ通所介護について指定管理者に選任され運営開始。 ・平成23年、横浜市川島地域ケアプラザの指定管理者に選任され運営開始。 ・平成31年、養護老人ホーム「名瀬の森」を定員120名で開業。 <p>現在、以上の7施設で8事業を展開しています。</p>
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第一種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの経営 ・養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービス事業の経営

	<ul style="list-style-type: none"> ・老人短期入所事業の経営 ・老人介護支援センターの経営 ・老人福祉センターの経営 <p>(3) 居宅介護支援事業</p> <p>(4) 地域包括支援センター</p> <p>(5) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業</p>			
財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	2,261,716,097	2,258,640,762	2,195,574,119
	総支出	2,107,995,777	2,235,317,136	2,157,930,462
	当期収支差額	153,720,320	23,323,626	37,643,657
	次期繰越収支差額	235,967,057	389,687,377	413,011,003
連絡担当者				
特記事項				